平成 23 年 1 月 31 日

各　　位

会社名　　菊池プレス工業株式会社
代表者名　　代表取締役社長　　菊池俊嗣
（ＪＡＳＤＡＱ・コード番号：５９７０）
問合せ先
役職・氏名　　取締役兼常務執行役員　　原　　茂男
電話　　042-552-1610（代表）

定款変更及び商号変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、平成23年２月25日開催予定の臨時株主総会に定款一部変更の件を付議することとし、同議案が承認可決されることを条件として商号変更を実施することを決議いたしましたのでお知らせいたします。

１．定款変更

（１）変更の理由

平成22年６月18日開催の第57回定時株主総会において承認されました高尾金属工業株式会社との合併契約第１条第５項並びに第９条第２項の規定及び同社との協議に基づき、現行定款第１条（商号）、第２条（目的）、第３条（本店の所在地）、取締役の員数を定めた第17条（員数）を変更するとともに、取締役及び監査役の責任免除に関する規定を新設するものであります。また、本定款変更の効力は合併の効力発生日（平成23年４月１日）に生じるものといたします。

① 第１条（商号）は、合併に伴い商号の変更を行うものであります。
② 第２条（目的）は、合併に伴い当社の現行定款に規定のない高尾金属工業株式会社の事業目的を追加するものであります。また、文言の整備を行うものであります。
③ 第３条（本店の所在地）は、合併に伴い、本店の所在地を変更するものであります。
④ 第17条（員数）は、合併による事業規模の拡大等に伴い、経営体制の強化及び充実を図るため、取締役の員数を２名増員するものであります。
⑤ 第28条（取締役の責任免除規定）は、取締役が期待される役割を十分に発揮できるよう、取締役会の決議によって法令の限度において責任を免除できる旨の規定を新設するとともに、社外取締役との間に責任限定契約を締結することができる旨の規定を新設するものであります。なお、本議案の提出につきましては、監査役全員の同意を得ております。
⑥ 第39条（監査役の責任免除規定）は、監査役が期待される役割を十分に発揮できるよう、取締役会の決議によって法令の限度において責任を免除できる旨の規定を新設するとともに、社外監査役との間に責任限定契約を締結することができる旨の規定を新設するものであります。
⑦ 現行定款第42条第３項は、今後の業務拡大に対応するため、執行役員の人数制限規定を削除するものであります。
⑧ その他上記の条項の加除に伴う条数の変更等を行うものであります。

（２）変更の内容

（下線部分は、変更箇所を示します。）

現行定款	変更案
第１章　総則	第１章　総則
（商号）	（商号）
第１条　当会社は、菊池プレス工業株式会社と称し、英文では KIKUCHI CO.,LTD.と表示する。	第１条　当会社は、株式会社ジーテクトと称し、英文では G-TEKT CORPORATIONと表示する。
（目的）	（目的）
第２条　当会社は、次の事業を営むことを目的とする。 １．自動車及びその他の輸送用機器の部品の製造販売 ２．金属製品の製造販売 ３．建築用資材部品の製造販売 ４．溶接機器、金型及び治工具の製作販売 （新設） ５．前各号の事業に必要な技術指導 ６．前各号に付帯する一切の業務	第２条　当会社は、次の事業を営むことを目的とする。 １．自動車及びその他の輸送用機器の部品の製造販売 ２．金属製品の製造販売 ３．建築用資材部品の製造販売 ４．溶接機器、金型及び治工具の製作販売 ５．自動機械器具及び搬送装置の製造販売 ６．前各号の事業に必要な技術供与 ７．前各号に付帯する一切の事業
（本店の所在地）	（本店の所在地）
第３条　当会社の本店は、東京都羽村市に置く。	第３条　当会社の本店は、埼玉県さいたま市に置く。
第４章　取締役及び取締役会	第４章　取締役及び取締役会
（員数）	（員数）
第 17 条　当会社の取締役は、10名以内とする。	第17条　当会社の取締役は、12名以内とする。
（新設）	（取締役の責任免除規定） 第 28 条　当会社は、会社法第 426 条第１項の規定に基づき、取締役会の決議により、同法第 423 条第１項に定める取締役（取締役であった者を含む。）の責任を法令の限度において免除することができる。 ２．当会社は、会社法第 427 条第１項の規定に基づき、社外取締役との間で、当該社外取締役の同法第 423 条第１項の責任につき、法令の定める額を限度とする旨の契約を締結することができる。
第５章　監査役及び監査役会	第５章　監査役及び監査役会
第28条～第37条（省略）	第29条～第38条（現行どおり）
（新設）	（監査役の責任免除規定） 第 39 条　当会社は、会社法第 426 条第１項の規定に基づき、取締役会の決議により、同法第 423 条第１項に定める監査役（監査役であった者を含む。）の責任を法令の限度において免除することができる。 ２．当会社は、会社法第 427 条第１項の規定に基づき、社外監査役との間で、当該社外監査役の同法第 423 条第１項の責任につき、法令の定める額を限度とする旨の契約を締結することができる。
第６章　会計監査人	第６章　会計監査人
第38条～第41条（省略）	第40条～第43条（現行どおり）

現行定款	変更案
第７章　執行役員	第７章　執行役員
第42条　（省略）	第44条　（現行どおり）
２．執行役員の任期は、第44条に定める当会社の事業年度とする。なお、事業年度開始日後に就任した執行役員の任期は、就任した日の属する事業年度の末日をもって満了とする。	２．執行役員の任期は、第45条に定める当会社の事業年度とする。なお、事業年度開始日後に就任した執行役員の任期は、就任した日の属する事業年度の末日をもって満了とする。
３．当会社の取締役を兼務しない執行役員は、12名以内とする。	（削除）
４．　（省略）	３．　（現行どおり）
第８章　計算	第８章　計算
第43条～第46条（省略）	第45条～第48条（現行どおり）

（３）変　更　日　　平成23年４月１日（合併の効力発生予定日）

２．商号変更

（１）新　商　号　　株式会社ジーテクト（英文名：G-TEKT CORPORATION ）

（２）変更の理由　　当社は、平成22年６月18日開催の第57回定時株主総会において高尾金属工業株式会社との合併契約が承認されており、それに基づき商号を変更いたします。

新商号は、世界的な規模を意味する「Global」と、ものづくり企業として生産「現場」を第一とするという意味での「G」、技術を意味する「Technology」の「TE」、当社の社名である「KIKUCHI CO.,LTD.」の「K」と高尾金属工業株式会社の社名である「TAKAO KINZOKU KOGYO CO.,LTD.」の「T」を組み合わせたものであり、当社と高尾金属がこれまで蓄積してきた製品開発力、技術、ノウハウ等の相互の強みを一つに融合させ、世界市場をターゲットに安全・環境に即した先進技術をお客様へ提案・提供し、車体骨格部品メーカーとして世界トップを目指していく強い決意を示しております。

（３）変　更　日　　平成23年４月１日（合併の効力発生予定日）

以　上